

議案第17号

芽室町地域新エネルギービジョン策定委員会設置条例制定の件

芽室町地域新エネルギービジョン策定委員会設置条例を次のとおり制定しようとするものであります。

平成20年3月3日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

芽室町地域新エネルギービジョン策定委員会設置条例

(設置)

第1条 芽室町におけるエネルギー利用の現状等を踏まえ、新エネルギーの利用の可能性や方向性に関する今後の指針となる芽室町地域新エネルギービジョン（以下「ビジョン」という。）を策定するため、芽室町地域新エネルギービジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町が策定するビジョンに関し、調査及び検討を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、ビジョンの策定が完了するまでとする。ただし、補欠によって委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は委員会を代表し、会議の議長となり会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 各委員の報酬及び費用弁償は、委員嘱託員等に対する報酬及び費用弁償等支給条例(昭和42年芽室町条例第17号)を準用する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、企画財政課に置く。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 この条例は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。

説 明

芽室町地域新エネルギービジョンの策定に関し、策定委員会を設置するための条例を制定しようとするものであります。